

「子ども性暴力防止法」が令和 8 年12 月25 日にスタートします。
～教育実習等の実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

子ども性暴力防止法の施行により、令和 8 年12 月 25 日から、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習等の実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。教育職員免許状の取得を希望する場合※は、以下の内容をご理解いただいた上で、出願をご検討ください。

※教育学部、教育実践学研究科及び養護教諭特別別科では、卒業・修了要件上、教育実習など学校に出向いての実習が必須となっており、以下、留意点①にあるとおり、該当する場合は教育職員免許状の取得のみならず、卒業・修了ができなくなります。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- 子どもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。

【留意点(全学共通)】

- 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。

【留意点①(教育学部、教育実践学研究科及び養護教諭特別別科)】

- 入学直後や実習参加前に性犯罪前科がない旨の誓約書等の提出や該当者でない旨の届出を実習先へ提出するよう指示を行うことがあります。
- 教育実習などの実習が必修科目となっているため、性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、教育職員免許状の取得のみならず、卒業・修了ができなくなります。

【留意点②(留意点①以外の教員免許取得可能学部及び研究科)】

- 入学後に実習を行う蓋然性が高くなった段階で性犯罪前科がない旨の誓約書等の提出や該当者でない旨の届出を実習先へ提出するよう指示を行うことがあります。
- 性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより、教育職員免許状の取得ができなくなる可能性があります。

【参考】

制度の詳細は、子ども家庭庁の Web サイトをご覧ください。

- ・「子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

リンク:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

※この法律において安全確保を図る対象となる「児童等」とは、幼児・小学生・中学生・高校生等を指します。

(問い合わせ先)

新潟大学学務部教務課教職支援係

E-mail:kyoshoku@adm.niigata-u.ac.jp